指定の有効期限が、無期限から５年ごとの更新制に変わりました

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年 10 月１日から指定の更新制が導入されました。

この改正により、指定の有効期間が従来の無期限から５年間となることから、指定給水装置工事事業者の方は、有効期間内での更新手続きが必要となります。初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なります。

初回更新までの指定の有効期限

初回更新までの有効期限は、焼津市の指定を受けた日によって異なります。

焼津市の指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成 10.4.1～平成 11.3.31	令和元.9.30 から１年：令和 2.9.29 まで
平成 11.4.1～平成 15.3.31	令和元.9.30 から２年：令和 3.9.29 まで
平成 15.4.1～平成 19.3.31	令和元.9.30 から３年：令和 4.9.29 まで
平成 19.4.1～平成 25.3.31	令和元.9.30 から４年：令和 5.9.29 まで
平成 25.4.1～令和元.9.30	令和元.9.30 から５年：令和 6.9.29 まで

指定更新の要件

指定更新の要件は、新規指定時と同様です。

次のいずれにも適合していると認められるときには指定の更新を行います。

①事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を選任していること。

②給水装置工事を行うための厚生労働省令で定める機械器具を有すること。

③水道法第 25 条の３で規定された欠格要件に該当しないこと。

指定更新時の確認事項

水道利用者の利便性の向上や給水装置工事に係るトラブルを防止する観点から、指定更新時に次の４項目について確認します。

①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

②業務内容（営業日時、漏水修繕、対応工事等）

③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

指定更新手数料

10,000 円

更新手続き等

初回の更新手続きについては、有効期限を迎える年の５月に郵送にて通知し、６～７月を受付期間とする予定です。

提出書類は次のとおりです。

①指定給水装置工事事業者指定申請書

②誓約書

③機械器具調書
④定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
⑤給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）
⑥指定更新時確認事項記入書

指定に関する各種変更手続きを行ってください

事業所の名称や所在地、法人の代表者の指名等に変更があった場合や、給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開した場合は、変更手続きが必要です。各種変更届出書の提出は変更年月日から30日以内となっています（期限内に届け出が無い場合は、書面による理由書の提出をお願いしています）。変更の届け出をしていなかった場合、指定の更新が出来ない場合があります。

また、変更の届け出を行わない場合、指定を取り消す場合があります。指定情報に変更があった際は、必ず速やかに変更手続きを行っていただきますようお願いします。

お問い合わせ

焼津市水道工務課給水担当
電話：054-624-0111